○東北地方整備局告示第十号

北上川水系猿ヶ石川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

○東北地方整備局告示第十一号

北上川水系人首川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

○中部地方整備局告示第五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十九条第一項の規定による聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により告示する。

一　聴聞の期日　平成二十三年一月十九日

二　聴聞の場所　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　名古屋合同庁舎第二号館四階共用会議室

三　被聴聞者　岐阜県岐阜市北一色三丁目九番二十一号　株式会社タカオ　代表取締役　野尻　秀司

平成二十三年一月十九日

中部地方整備局長　富田　英治

○中部地方整備局告示第六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十九条第一項の規定による聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により告示する。

一　聴聞の期日　平成二十三年一月三十一日　十一時〇〇分

二　聴聞の場所　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　名古屋合同庁舎第二号館四階共用会議室

三　被聴聞者　静岡県御殿場市深沢一六五〇番地の二　株式会社菊谷工務店　代表取締役　菊谷　嘉洋

平成二十三年一月十九日

中部地方整備局長　富田　英治

○近畿地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号、百七十五号及び百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市東羽合町一七六番から同市字篠尾小字下川一九五二番三三地先まで	前	一二・〇〇～一六・二〇	〇・四五二
	後	一二・二〇～三六・八〇	〇・四五二

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十六号	西宮市塩瀬町名塩字溝辺五〇四四番二九から同市名塩木之元四九八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月十九日

○近畿地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
神戸市西区平野町常本字西山三一五番九七から同市西区神出町小束野字廣澤五三番九九まで	前	A 七・七七～二八・二〇	〇・六四二	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 三〇・二〇～三八・二〇	〇・三〇四	
		C 一九・〇〇～二四・〇〇	〇・六四〇五	
		D 二四・〇〇～五四・二〇	二・一二〇	
		E 二五・五〇～六二・八〇		
	後	A 七・七七～二八・二〇	〇・六四二	
		B 三〇・二〇～三八・二〇	〇・三〇四	
		C 一九・〇〇～二四・〇〇	一・〇六四〇五	
		D 二四・〇〇～五四・二〇	二・一二〇	
		E 二五・五〇～九六・〇〇		

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊丹市高台二丁目五二番から同市高台二丁目八番まで	前	一九・四〇～三〇・〇〇	〇・二一九
	後	二一・二〇～三一・〇〇	〇・二一九

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十一号	伊丹市高台二丁目五二番から同市高台二丁目八番まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月十九日